四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細 則の一部を改正する規則

四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 (平成20年四日市市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正後

(自己負担月額の算出基準)

第3条 自己負担月額は、当該患者及びそ の配偶者並びに当該患者と生計を一にす る絶対的扶養義務者(民法(明治29年 法律第89号)第877条第1項の直系 血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)に ついて、法第19条、第20条(これら) の規定を法第2<u>6条において準用する場</u> 合を含む。) 又は法第46条の規定による 入院のあった月の属する年度(当該入院 のあった月が4月から6月までの場合に あっては、前年度)分の地方税法(昭和 25年法律第226号)の規定による市 町村民税の同法第292条第1項第2号 に掲げる各々の所得割 (同法第328条 の規定によって課する所得割を除く。) (以下「所得割」という。) の額を合算し た額を基礎として、次の表により算出し た額とする。ただし、月の途中で入院 し、又は退院した患者に係る自己負担月

改正前

(自己負担月額の算出基準)

第3条 自己負担月額は、当該患者及びその配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養養務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額(前年分の所得税額)を合算した額(以下「所得税合計年額」という。)を基礎として、次の表により算出した額とする。ただし、月の途中で入院し、又は退院した患者に係る自己負担月額は、本すの規定により算出された額に市が費出する期間中の日数をその月の日数を行り第1と表を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

額は、本文の規定により算出された額に 市が費用を負担する期間中の日数をその 月の日数で除した得た数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数が生じた場合 は、これを切り捨てた額)とする。

所得割の額	自己負担の額(月額)
の合算額	
(年額)	
5 6 4 ,	0 円
000円	
<u>以下</u>	
5 6 4 ,	20,000円。ただ
000円	し、入院に要した医療
<u>超</u>	費の額から他の法律に
	より給付を受けること
	ができる額(法第39
	条に規定する他の法律
	による給付の額をい
	う。)を控除して得た額
	が20、000円に満
	たない場合は、その額

2	所得	割の	額の算	定方法	は、地	1方税法に
<u>)</u>	定める	とこ	ろによ	るほか	、次に	定めると
	ころに	よる	<u> </u>			

(1	.)	地	方	税	法	等	\mathcal{O}	_	部	を	改	正	す	る	法	律
	(平	成	2	2	年	法	律	第	4	号)	第	1	条	の
	規	定	に	ょ	る	改	正	前	の	地	方	税	法	第	2	9
	2	条	第	1	項	第	8	号	に	規	定	す	る	扶	養	親
	族	(1	6	蒜	表未	き湯	あ の	りす	者り	こ	狠	る。	n	以	下

所得税合計	自己負担の額(月額)
年額	
1, 470,	0 円
000円以下	
1, 470,	20,000円。ただ
000円超	し、入院に要した医療
	費の額から他の法律に
	より給付を受けること
	ができる額(法第39
	条に規定する他の法律
	による給付の額をい
	う。)を控除して得た額
	が20、000円に満
	たない場合は、その額

「扶養親族」という。)及び同法第 314条の2第1項第11号に規定 する特定扶養親族(19歳未満の者 に限る。以下「特定扶養親族」とい う。)があるときは、同号に規定す る額(扶養親族に係るもの及び特定 扶養親族に係るもの(扶養親族に係 る額に相当する者を除く。)に限 る。)に同法第314条の3第1項 に規定する所得割の税率を乗じて得 た額を控除するものとする。

- (2) 当該患者又はその配偶者若しくは 扶養義務者が指定都市(地方自治法 (昭和22年法律第67号)第25 2条の19第1項の指定都市をい う。以下同じ。)の区域内に住所を 有する者であるときは、これらの者 を指定都市以外の市町村の区域内に 住所を有するものとみなして、所得 割の額を算定するものとする。
- (3) 当該患者又はその配偶者若しくは 扶養義務者が地方税法第292条第 1項第11号イ中「夫と死別し、若 しくは夫と離婚した後婚姻をしてい ない者又は夫の生死の明らかでない 者で政令で定めるもの」とあるのを 「婚姻によらないで母となった女子 であって、現に婚姻をしていないも の」と読み替えた場合において同号 イに該当する者又は同項第12号中 「妻と死別し、若しくは妻と離婚し た後婚姻をしていない者又は妻の生

死の明らかでない者で政令で定める もの」とあるのを「婚姻によらない で父となった男子であって、現に婚 姻をしていないもの」と読み替えた 場合において同号に該当する者であ るときは、次のア又はイに定めると おりとする。

- ア 同法第295条第1項(第2号 の規定に係る部分に限る。)の規 定により市町村民税が課されない こととなる者である場合は、所得 割の額は零とする。
- イ アに該当しない者である場合 は、同法第314条の2第1項第 8号に規定する額(同条第3項に 該当する者であるときは、同項に 規定する額)に同法第314条の 3第1項に規定する率を乗じて得 た額を控除するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第3条の規定は、令和元年6月1日以後に入院勧告を行った患者の自己負担月額について適用する。

(健康福祉部保健予防課)